

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の変更箇所（第9回変更）

2020年11月9日(月)

該当項目	現行	変更点
<p>15 ページ～17 ページ</p> <p>1. これまでの経過</p>	<p>【第2波の終息を機に、7月後半以降の対応を追加】</p> <p>(合わせて、「3. 個別対策ごとの実施方針」に記載してきた第2波への対応は削除)</p>	<p>(3) 第2波への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月26日に緊急事態宣言を解除して以降、社会経済活動とのバランスをとりながら、再度の感染防止に取り組んできた結果、7月上旬までは落ち着いた状況が続いていましたが、東京・大阪を中心に感染が拡大し、本県においても、新規陽性者数が7月15日に16人となって以降、急激に増加を続け、7月31日には過去最多となる193人に達するなど、極めて厳しい状況となりました。 この第2波の特徴は、東京由来の感染者から、繁華街を中心に感染が拡大して、接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等で多くのクラスターが発生し、感染者の多くが30歳代以下で、軽症・無症状者がほとんどを占めることがあげられます。 このため、本県では、新規陽性者が50人を超えた7月21日に「警戒領域」、100人を超えた7月28日の翌日には「嚴重警戒」のアラートを発出して、県民及び事業者の方々に感染拡大の防止に向けた協力をお願いしました。 また、繁華街でのクラスター対策として、東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、エリアを限定した「営業時間の短縮」等を要請することとし、名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店を対象に、8月5日から24日までの20日間、営業時間の短縮等を要請しました。 要請に際しては、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」の届け出を行って、営業時間の短縮を実施した事業者については、名古屋市と共同で感染防止対策協力金を交付しています。 また、徐々に40代・50代の感染者や中等症者が増加傾向にあり、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方々への感染を防止することが必要となったため、お盆休みを控える8月6日に、8月24日までの19日間にわたる緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請しています。 この結果、新規陽性者は、8月11日には一旦100人を下回り、8月14日以降は二桁台で推移し、平均入院患者数も8月13日をピークに減少が続いたことから、8月24日をもって、緊急事態宣言及び営業時間の短縮等の要請を解除しています。 その後も、感染状況は落ち着いたため、9月18日には「嚴重警戒」から「警戒領域」に移行し、感染状況と医療提供体制の状況を監視しつつ、県民・事業者の方々に感染防止対策の徹底等の呼びかけを続けています。 特に、中高年齢層に感染が広がる傾向にあり、高齢者施設や事業所で感染者が確認され、クラスターも生じていることから、重症化リスクが高い高齢者の方々が多く利用する施設等の感染防止対策の徹底を改めてお願いしています。  <p>愛知県内発生者の状況</p> <p>新規感染者数(左目盛り 棒グラフ) (過去7日間の平均)</p> <p>陽性率 % (左目盛り 折れ線グラフ) (過去7日間)(陽性者数/検査者数)</p> <p>入院患者数(右目盛り 折れ線グラフ) (過去7日間の平均)</p>

	<table border="1"> <tr> <td>3月</td> <td>14日 (日)</td> <td>新型インフルエンザ等対策特別措置法改正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26日 (木)</td> <td>政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>7日 (火)</td> <td>国・7都府県に緊急事態宣言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10日 (金)</td> <td>愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13日 (月)</td> <td>繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16日 (木)</td> <td>国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17日 (金)</td> <td>法第24条第9項に基づく休業協力要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24日 (金)</td> <td>あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28日 (火)</td> <td>大型連休を控えて外出自粛のメッセージ 法第45条第2項の要請・事前通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29日 (水)</td> <td>JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30日 (木)</td> <td>法第45条第2項の要請・第3項の公表</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>1日 (金)</td> <td>法第45条第3項の指示・事前通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日 (月)</td> <td>国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14日 (木)</td> <td>国の緊急事態宣言の対象区域から解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15日 (金)</td> <td>施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19日 (火)</td> <td>施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21日 (木)</td> <td>関西圏2府1県の緊急事態宣言解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22日 (金)</td> <td>施設区分Ⅲのクラスタ実績のある施設を除き休業要請緩和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25日 (月)</td> <td>首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26日 (火)</td> <td>愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針</td> </tr> </table>	3月	14日 (日)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正		26日 (木)	政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置	4月	7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言		10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定		13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請		16日 (木)	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言		17日 (金)	法第24条第9項に基づく休業協力要請		24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請		28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ 法第45条第2項の要請・事前通知		29日 (水)	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動		30日 (木)	法第45条第2項の要請・第3項の公表	5月	1日 (金)	法第45条第3項の指示・事前通知		4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長		14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除		15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和		19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和		21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除		22日 (金)	施設区分Ⅲのクラスタ実績のある施設を除き休業要請緩和		25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除		26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針	<table border="1"> <tr> <td>3月</td> <td>14日 (日)</td> <td>新型インフルエンザ等対策特別措置法改正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26日 (木)</td> <td>政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>7日 (火)</td> <td>国・7都府県に緊急事態宣言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10日 (金)</td> <td>愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13日 (月)</td> <td>繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16日 (木)</td> <td>国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17日 (金)</td> <td>法第24条第9項に基づく休業協力要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24日 (金)</td> <td>あいちの買い物ルール・公園利用のお願い／営業継続中のパチンコ店に訪問要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28日 (火)</td> <td>大型連休を控えて外出自粛のメッセージ／法第45条第2項の要請・事前通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29日 (水)</td> <td>JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30日 (木)</td> <td>法第45条第2項の要請・第3項の公表</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>1日 (金)</td> <td>法第45条第3項の指示・事前通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日 (月)</td> <td>国・緊急事態宣言を5月31日まで延長／愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14日 (木)</td> <td>国の緊急事態宣言の対象区域から解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15日 (金)</td> <td>施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19日 (火)</td> <td>施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21日 (木)</td> <td>関西圏2府1県の緊急事態宣言解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22日 (金)</td> <td>区分Ⅲのクラスタ実績施設以外の休業要請緩和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25日 (月)</td> <td>首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26日 (火)</td> <td>愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除／愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>21日 (火)</td> <td>県内の感染状況が「警戒領域」に移行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29日 (水)</td> <td>県内の感染状況が「警戒領域」から「嚴重警戒」に移行</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>2日 (日)</td> <td>栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(5～24日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6日 (木)</td> <td>愛知県緊急事態宣言発出。県内の感染状況が「危険領域」に移行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24日 (月)</td> <td>愛知県緊急事態宣言・営業時間短縮等要請の解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25日 (火)</td> <td>県内の感染状況が「危険領域」から「嚴重警戒」に移行</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>18日 (金)</td> <td>県内の感染状況が「嚴重警戒」から「警戒領域」に移行</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>13日 (火)</td> <td>「警戒領域」を維持した上で改めての県民・事業者の皆様へのお願い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29日 (水)</td> <td>「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い</td> </tr> </table>	3月	14日 (日)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正		26日 (木)	政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置	4月	7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言		10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定		13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請		16日 (木)	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言		17日 (金)	法第24条第9項に基づく休業協力要請		24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い／営業継続中のパチンコ店に訪問要請		28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ／法第45条第2項の要請・事前通知		29日 (水)	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動		30日 (木)	法第45条第2項の要請・第3項の公表	5月	1日 (金)	法第45条第3項の指示・事前通知		4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長／愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長		14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除		15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和		19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和		21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除		22日 (金)	区分Ⅲのクラスタ実績施設以外の休業要請緩和		25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除		26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除／愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針	7月	21日 (火)	県内の感染状況が「警戒領域」に移行		29日 (水)	県内の感染状況が「警戒領域」から「嚴重警戒」に移行	8月	2日 (日)	栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(5～24日)		6日 (木)	愛知県緊急事態宣言発出。県内の感染状況が「危険領域」に移行		24日 (月)	愛知県緊急事態宣言・営業時間短縮等要請の解除		25日 (火)	県内の感染状況が「危険領域」から「嚴重警戒」に移行	9月	18日 (金)	県内の感染状況が「嚴重警戒」から「警戒領域」に移行	10月	13日 (火)	「警戒領域」を維持した上で改めての県民・事業者の皆様へのお願い		29日 (水)	「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い
3月	14日 (日)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正																																																																																																																																																			
	26日 (木)	政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置																																																																																																																																																			
4月	7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言																																																																																																																																																			
	10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定																																																																																																																																																			
	13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請																																																																																																																																																			
	16日 (木)	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言																																																																																																																																																			
	17日 (金)	法第24条第9項に基づく休業協力要請																																																																																																																																																			
	24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請																																																																																																																																																			
	28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ 法第45条第2項の要請・事前通知																																																																																																																																																			
	29日 (水)	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動																																																																																																																																																			
	30日 (木)	法第45条第2項の要請・第3項の公表																																																																																																																																																			
5月	1日 (金)	法第45条第3項の指示・事前通知																																																																																																																																																			
	4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長																																																																																																																																																			
	14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除																																																																																																																																																			
	15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和																																																																																																																																																			
	19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和																																																																																																																																																			
	21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除																																																																																																																																																			
	22日 (金)	施設区分Ⅲのクラスタ実績のある施設を除き休業要請緩和																																																																																																																																																			
	25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除																																																																																																																																																			
	26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針																																																																																																																																																			
3月	14日 (日)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正																																																																																																																																																			
	26日 (木)	政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置																																																																																																																																																			
4月	7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言																																																																																																																																																			
	10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定																																																																																																																																																			
	13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請																																																																																																																																																			
	16日 (木)	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言																																																																																																																																																			
	17日 (金)	法第24条第9項に基づく休業協力要請																																																																																																																																																			
	24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い／営業継続中のパチンコ店に訪問要請																																																																																																																																																			
	28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ／法第45条第2項の要請・事前通知																																																																																																																																																			
	29日 (水)	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動																																																																																																																																																			
	30日 (木)	法第45条第2項の要請・第3項の公表																																																																																																																																																			
5月	1日 (金)	法第45条第3項の指示・事前通知																																																																																																																																																			
	4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長／愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長																																																																																																																																																			
	14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除																																																																																																																																																			
	15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和																																																																																																																																																			
	19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和																																																																																																																																																			
	21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除																																																																																																																																																			
	22日 (金)	区分Ⅲのクラスタ実績施設以外の休業要請緩和																																																																																																																																																			
	25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除																																																																																																																																																			
	26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除／愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針																																																																																																																																																			
7月	21日 (火)	県内の感染状況が「警戒領域」に移行																																																																																																																																																			
	29日 (水)	県内の感染状況が「警戒領域」から「嚴重警戒」に移行																																																																																																																																																			
8月	2日 (日)	栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(5～24日)																																																																																																																																																			
	6日 (木)	愛知県緊急事態宣言発出。県内の感染状況が「危険領域」に移行																																																																																																																																																			
	24日 (月)	愛知県緊急事態宣言・営業時間短縮等要請の解除																																																																																																																																																			
	25日 (火)	県内の感染状況が「危険領域」から「嚴重警戒」に移行																																																																																																																																																			
9月	18日 (金)	県内の感染状況が「嚴重警戒」から「警戒領域」に移行																																																																																																																																																			
10月	13日 (火)	「警戒領域」を維持した上で改めての県民・事業者の皆様へのお願い																																																																																																																																																			
	29日 (水)	「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い																																																																																																																																																			
<p>18 ページ</p> <p>2. 対策の基本指針</p>	<p>【冒頭に愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例の制定に関する文章の追記】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、的確かつ迅速に感染症対策を実施するため、新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する基本的な枠組みを定める「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定しました(令和2年(2020年)10月14日公布・施行)。</p> <p>この条例に基づき、県と県民及び事業者の皆様が一体となって、以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策を推進します。</p>																																																																																																																																																			
<p>29 ページ</p> <p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(2) 県民・事業者の皆さんへのお願い</p> <p>5) 催物(イベント等)の開催</p>	<p>【季節の行事における感染防止対策を追記】</p>	<p>クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」において、人と人の距離の確保等を管理する主催者がいないケースでは、適切な感染防止対策が講じられず、感染リスクが高まることが想定されることから、以下の点に留意して下さるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」を徹底する。 ○ 公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控える。 																																																																																																																																																			

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭や飲食店での、大量又は長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控える。 ○ 家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」の楽しみ方を検討していただくなど工夫する。 																																																																																																		
<p>30 ページ</p> <p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(3) 医療面での対策</p> <p>①医療提供体制の維持・強化</p>	<p>【時点修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、これまで、医療関係者の皆様の献身的なご尽力により、医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な医療を提供できています。引き続き、現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備え、更なる強化に取り組んでいきます。 ○ 入院病床は感染症指定医療機関（12 病院 72 床）、その他受入医療機関（58 病院 719 床）を合わせ、合計 70 病院 791 床を確保。 ○ 重点医療機関は 30 病院、疑い患者受入協力医療機関は 33 病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者 25 病院、透析患者 19 病院、妊産婦 19 病院、小児患者 17 病院を確保。 ○ 軽症等の療養を行う宿泊療養施設は、1,300 室を確保。 ○ 今後の感染拡大に備え、岡崎市立愛知病院を新たに県の新型コロナウイルス感染症の専門病院として 10 月中旬に開設し、100 床を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、これまで、医療関係者の皆様の献身的なご尽力により、医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な医療を提供できています。引き続き、現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備え、更なる強化に取り組んでいきます。 ○ 入院病床は感染症指定医療機関(12 病院 72 床)、その他受入医療機関(58 病院 788 床)を合わせ、合計70病院 860 床を確保。 ○ 重点医療機関は 30 病院、疑い患者受入協力医療機関は 33 病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者25病院、透析患者19 病院、妊産婦 19 病院、小児患者17病院を確保。 ○ 軽症等の療養を行う宿泊療養施設は、1,300 室を確保。 ○ 10月15日に岡崎市立愛知病院を、新たに県の新型コロナウイルス感染症の専門病院として開設し、最大100床を確保。 																																																																																																		
<p>31 ページ</p> <p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(3) 医療面での対策</p> <p>②検査体制の維持・強化</p>	<p>【時点修正】</p> <table border="1" data-bbox="611 947 1605 1283"> <thead> <tr> <th></th> <th>5/10 時点</th> <th>5/12</th> <th>5月末</th> <th>6月末</th> <th>7月末 見込み</th> <th>10月末 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td>300</td> <td>638</td> <td>905</td> <td>1,374</td> <td>1,472</td> <td>1,963</td> </tr> <tr> <td>県衛生研究所</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>280</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>保健所設置市</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>180</td> <td>220</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>民間検査機関</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>105</td> <td>135</td> <td>135</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td></td> <td>338</td> <td>380</td> <td>739</td> <td>797</td> <td>880</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等の PCR 検査所を設置します。 ○ 5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設(廃止済) ○ 5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設 ○ 8月13日 豊田市において開設 ○ 8月20日 あいち健康の森健康科学総合センターに開設 ○ 今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中 		5/10 時点	5/12	5月末	6月末	7月末 見込み	10月末 見込み	県全体	300	638	905	1,374	1,472	1,963	県衛生研究所	120	120	280	320	320	480	保健所設置市	140	140	140	180	220	468	民間検査機関	40	40	105	135	135	135	医療機関		338	380	739	797	880	<table border="1" data-bbox="1774 947 2843 1356"> <thead> <tr> <th></th> <th>5/10 時点</th> <th>5/12</th> <th>7月末</th> <th>8月末</th> <th>9月末</th> <th>10月末 見込み</th> <th>11月末 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td>300</td> <td>638</td> <td>1,472</td> <td>1,778</td> <td>2,128</td> <td>3,649</td> <td>4,439</td> </tr> <tr> <td>県衛生研究所</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>480</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>保健所設置市</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>220</td> <td>220</td> <td>420</td> <td>568</td> <td>568</td> </tr> <tr> <td>民間検査機関</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>135</td> <td>351</td> <td>351</td> <td>1,211</td> <td>1,211</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td></td> <td>338</td> <td>797</td> <td>797</td> <td>797</td> <td>880</td> <td>880</td> </tr> <tr> <td>PCR検査センター (大学に業務委託)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>90</td> <td>240</td> <td>510</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等の PCR 検査所を設置します。 ○ 5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設(廃止済) ○ 5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設(名古屋市廃止済) ○ 8月13日 豊田市において開設 ○ 8月20日 あいち健康の森健康科学総合センターに開設 ○ 10月15日 愛知医科大学に開設 ○ 今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中 		5/10 時点	5/12	7月末	8月末	9月末	10月末 見込み	11月末 見込み	県全体	300	638	1,472	1,778	2,128	3,649	4,439	県衛生研究所	120	120	320	320	320	480	480	保健所設置市	140	140	220	220	420	568	568	民間検査機関	40	40	135	351	351	1,211	1,211	医療機関		338	797	797	797	880	880	PCR検査センター (大学に業務委託)				90	240	510	1,300
	5/10 時点	5/12	5月末	6月末	7月末 見込み	10月末 見込み																																																																																														
県全体	300	638	905	1,374	1,472	1,963																																																																																														
県衛生研究所	120	120	280	320	320	480																																																																																														
保健所設置市	140	140	140	180	220	468																																																																																														
民間検査機関	40	40	105	135	135	135																																																																																														
医療機関		338	380	739	797	880																																																																																														
	5/10 時点	5/12	7月末	8月末	9月末	10月末 見込み	11月末 見込み																																																																																													
県全体	300	638	1,472	1,778	2,128	3,649	4,439																																																																																													
県衛生研究所	120	120	320	320	320	480	480																																																																																													
保健所設置市	140	140	220	220	420	568	568																																																																																													
民間検査機関	40	40	135	351	351	1,211	1,211																																																																																													
医療機関		338	797	797	797	880	880																																																																																													
PCR検査センター (大学に業務委託)				90	240	510	1,300																																																																																													
<p>31 ページ</p> <p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(3) 医療面での対策</p>	<p>【新たな診療・検査体制の追記】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者等がかかりつけ医等の地域の医療機関に直接電話相談の上、診療・検査を受けられる体制とするため「診療・検査医療機関」を指定するなど、10月26日から新たな受診・相談体制をスタートしました。 																																																																																																		

②検査体制の維持・強化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療・検査医療機関:1, 210医療機関(10月23日現在) ○ 電話相談体制を整備した医療機関:7医療機関 ○ 受診・相談センター:県保健所・保健所設置分31か所
33 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 (4) 学校・教育 ②児童生徒のオンライン学習の支援	【9月補正予算化等による新規・拡充事業の反映】 ・県立学校のオンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末や教員用のモバイルルーターを順次配備します。	・県立学校のオンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末や教員用のモバイルルーター、 大型提示装置、特別支援学校の児童生徒の障害の特性に配慮した入出力支援装置 を順次配備します。
34 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 (4) 学校・教育 ③さらなる対策	【9月補正予算化等による新規・拡充事業の反映】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校の文化部活動における感染症予防対策を支援 ○ 県立学校におけるトイレの環境改善(床の乾式化や便器の洋式化等) ○ 県立高等学校の未整備校及び愛知県旭高原少年自然の家の空調設備を整備 ○ 教職員向けのオンライン研修システムを整備 ○ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの追加配置 ○ 県立高等学校において、SNSを活用した相談体制を整備 ○ 県立学校及び私立学校における修学旅行の中止に伴い発生する取消料を支援
35 ページ～37 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 (5) 経済対策 ①事業者に対する支援	【9月補正予算化等による新規・拡充事業の反映】	(前略) ・採用活動におけるオンライン化の急速な進展に対応できていない中小企業を支援するため、人事担当者を対象に、企業PR動画の作成を始め、オンラインで面接やインターンシップを実施するためのノウハウを習得するためのセミナーを開催します。 ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、工場、事務所、店舗等の産業・業務用施設に対して、高機能換気設備等の導入を支援します。 (中略) ・在庫が滞留している県産水産物(ウナギ、ニジマス、シラス)を学校給食に提供し、県内漁業者、養殖業者、水産加工業者を支援します。 ・和牛の枝肉価格が下落し、肥育農家の経営が悪化しているため、優良な子牛の導入及び「みかわ牛」の購入経費に対して、奨励金を交付し、肥育農家及び食肉流通業者を支援します。 ・畜産物の流通体制を強化するため、食肉処理施設や生乳処理施設が行う枝肉冷蔵冷凍庫、貯乳タンク等の施設設備整備に対して支援します。 (中略) ・県産水産物を販売するネット通販サイトの開設と運営を支援します。 (中略) ・外出の自粛や祭り等のイベント中止で需要が減少している金魚の需要喚起・販売促進を図るため、金魚漁業協同組合が実施する公共施設等での金魚の展示・配付などの取組を支援します。 ・魚価が低下し、漁業者は操業自粛を行うなど厳しい経営状況にあるため、漁業協同組合が行う活魚のストック量を増やすための施設整備に対して支援します。 ・遊漁券の売れ行き不振、鮎釣り大会の中止等により経営が悪化している河川漁業協同組合が

		<p>行うアユ放流事業に対して支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」に対応した農業生産の実施に向けて、農業者や農業団体が行う農作業の自動化、効率化等の省力化を図る取組を支援します。 ・木材需要の減少により、厳しい状況下にある林業・木材産業者を支援するため、県産木材の需要拡大対策、苗木供給体制の整備、資金繰り支援に取り組みます。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時等にも土地改良施設の管理運営が安定的に継続できるよう、土地改良区の事業継続計画(BCP)の策定を支援します。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも運行を継続している公共交通事業者を支援します。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の縮小を余儀なくされている山車まつり保存団体を支援します。 <p>(以下略)</p>
38 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 (6) その他の取組 ①防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策	<p>【9月補正予算化等による新規・拡充事業の追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、避難所の運営にあたる市町村職員を対象とした感染防止対策研修を実施するとともに、それぞれの地域への普及を進めるため市町村の避難所運営訓練を支援します。 ・また、安全な親戚・知人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに県民の皆様へ周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、避難所の運営にあたる市町村職員を対象とした感染防止対策研修を実施するとともに、それぞれの地域への普及を進めるため市町村の避難所運営訓練を支援します。 ・合わせて、市町村が行う感染防止用資機材の整備や、避難所における感染防止対策研修に要する経費を助成し、避難所における感染防止対策を早急に進める市町村を支援します。 ・また、安全な親戚・知人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに県民の皆様へ周知します。
39 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 (6) その他の取組	<p>【9月補正予算化事業の追記及び以降の通番の繰り下げ】</p> <p>② 県民・事業者の皆様への情報提供 ③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携</p>	<p>② 宿泊事業者が実施する感染防止対策への支援 宿泊事業者が実施するサーモグラフィーの導入などの感染防止対策を支援します。</p> <p>③ 県民・事業者の皆様への情報提供 ④ 県の実施体制及び国・市町村等との連携</p>
40 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 ③県民・事業者の皆様への情報提供	<p>【県民相談総合窓口の閉鎖に伴う修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、県民や事業者等の疑問や不安に対して、「県民相談総合窓口(コールセンター)」において対応します 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに、県民や事業者等の疑問や不安にお応えするため、必要に応じて「県民相談窓口(コールセンター)」を開設して対応します。
53 ページ 参考資料8 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧	<p>【10月27日更新の最新の一覧に更新】</p>	略
96 ページ 参考資料15 警戒領域における「県民・事業者の皆様へのお願い」及びハロウィンなど「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い	<p>【10月13日発出の警戒領域における「県民・事業者の皆様へのお願い」及び「ハロウィンなど「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い」の追加】</p>	<p>県民・事業者の皆様へのお願い</p> <p>10月13日(火)</p> <p>県内の感染状況は、9月18日から「警戒領域」に移行しておりますが、感染症のリスクは依然として社会生活の場に続いております。</p> <p>県民・事業者の皆様には、引き続き、社会経済活動とのバランスをとりながら、以下の感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>① 感染防止対策の徹底</p>

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
 - 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
 - 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。
- ② 高齢者等への拡大防止
- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
 - 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ③ 「新たな日常」に対応した行動の変容
- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
 - 日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒、換気など、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
 - 飲食店での会食、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出す行動を控えて下さい。
 - 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

ハロウィンなど「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い

10月28日(水)

今週末のハロウィンや、クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」において、人と人の距離の確保等を管理する主催者がいないケースでは、適切な感染防止対策が講じられず、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、県民・事業者の皆様には、以下の点に留意し、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

季節の行事における感染防止対策の徹底

- ハロウィンなど、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」を徹底して下さい。
- 公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えて下さい。
- 街頭や飲食店での、大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えて下さい。
- 家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」の楽しみ方を検討していただくなど、工夫をお願いします。